

選挙管理委員会

選告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出がありました。

平成15年11月27日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

届出者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
赤城静江	長野市議会議員	赤城静江事務所	長野市東犀南2900-3	赤城静江	平成 15. 5.20
今井敦	茅野市議会議員	今井敦後援会	茅野市米沢396	今井敦	15. 5. 6
内田弘子	丸子町議会議員	内田弘子事務所	小県郡丸子町大字腰越1954	内田弘子	15. 4.15
太田昌孝	長野市議会議員	太田昌孝事務所	長野市大字栗田849-23	太田昌孝	15. 5.20
篠原孝	衆議院議員	緑政会	長野市岡田町102-28	篠原孝	15. 9.24
渋沢秀雄	衆議院議員	渋沢秀雄事務所	長野市大字高田955-4	渋沢秀雄	15. 9.22
西山馥司	三郷村長	西山馥司会	南安曇郡三郷村大字温4088-2	西山馥司	15. 6. 5
丸山香里	長野市議会議員	丸山かおりと長野の未来を紡ぐ会	長野市高田348	丸山香里	15. 6.16
宮坂秀徳	長野市議会議員	宮坂秀徳後援会	長野市川中島町原1373-1	宮坂秀徳	15. 5.21
和田亨	長野市議会議員	ながの理想郷を目指す会	長野市中越2-8-17	和田亨	15. 8. 7

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年11月27日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

粉じん自動測定記録計 2台

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年1月23日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成15年12月12日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年12月15日 午後4時

イ 場所 長野県庁本館入札室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年11月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
窒素酸化物自動測定記録計 1台
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成16年1月23日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）
ア 日時 平成15年12月12日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年12月15日 午後4時30分
イ 場所 長野県庁本館入札室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年11月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
陽イオン交換容量測定装置 4台
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成16年2月27日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100

に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成15年12月12日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年12月15日 午後3時
イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

平成16年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）学生の第2次募集を次のとおり行います。

平成15年11月27日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとします。

看護学研究科看護学専攻	12人
-------------	-----

2 試験による選考

(1) 出願資格

ア 一般選抜

次のいずれかに該当する者（平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した者

(イ) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

(ウ) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(エ) 文部科学大臣の指定した者

(オ) 大学（短期大学を除きます。）に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(カ) 個別の入学資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

イ 特別選抜

アの(7)から(カ)までのいずれかに該当する者で、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師又は看護師として現在勤務している医療機関、社会福祉施設等の長により推薦を受け派遣されるもの

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）

(イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名・生年月日を記入）1枚をはってください。）

(ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）

(エ) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書（(1)のアの(イ)から(カ)によって出願する者は、その資格に関する証明書）

(オ) 志望の理由（本学所定の用紙によります。）

(カ) 特別選抜に出願する者は、推薦書（本学所定の用紙によります。）

イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、郵便為替（普通為替）により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書（平成16年1月以降に振り出したものに限ります。）は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送（書留速達郵便）し、又は持参してください。

エ 入学願書受付期間

平成16年1月30日(金)から2月5日(木)までとします。
ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送による場合であっても受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)

長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(4) 受験票(アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

イ 学力試験

(7) 一般選抜については、看護に関する専門科目、英語及び小論文とします。

(4) 特別選抜については、看護に関する専門科目及び小論文とします。

(9) 看護に関する専門科目は、志望する領域の中の1科目を受験することとします。

領 域	専 門 科 目
看護基礎学領域	基礎看護学、看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学、老年看護学、精神看護学
育成看護学領域	母性看護学、小児看護学
広域看護学領域	地域看護学、看護教育学、看護管理学

(4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時 間	教科等	場 所
平成16年 2月14日 (土)	9:30~11:00	小論文	長野県看護大学
	11:15~12:15	専門科目	
	13:15~14:15	英 語	
	特別選抜 13:15~ 一般選抜 14:30~	面 接	

(5) 合格者の発表

ア 日 時

平成16年2月19日(木) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課(電話 0265-81-5100)に行ってください。

医 務 課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年11月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年11月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 国際知的所有権監理保護機構長野
- 3 代表者の氏名
西 山 哲 弘
- 4 主たる事務所の所在地
長野県塩尻市大字洗馬429番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、知的生産活動を構築する「人」「文化」そして「それらのネットワーク」に対して、知的生産活力の向上に関する事業を行い、豊かな知的財産権利化社会の創成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年11月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年11月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長野市環境緑化協力会
- 3 代表者の氏名
青 木 和 彦
- 4 主たる事務所の所在地
長野市真島町川合字稗島1456番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野市の都市環境における緑の創造とその維持管理を推進し、もって緑のまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年11月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年11月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長野県ハンディキャップ連絡会
- 3 代表者の氏名
降 幡 和 彦
- 4 主たる事務所の所在地
長野県上水内郡牟礼村大字川上2755番地958
- 5 定款に記載された目的
本会は、外出困難な障害者や高齢者等に対する外出支援に関する事業を行い、福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

県営立足地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成15年11月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地改良事業の名称
県営担い手育成基盤整備事業
- 2 工事の着手年月日

平成8年2月13日

- 3 工事の完了年月日
平成15年3月25日

土地改良課

公告

長野県埴科郡土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年11月27日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

理 事

新 任

氏 名	住 所
寺 澤 直 義	千曲市大字寂蔭62番地2

退 任

氏 名	住 所
滝 沢 弘	千曲市大字磯部111番地の3
宮 坂 眞 彦	千曲市大字寂蔭1107番地

土地改良課

公告

昭和51年10月28日付け公告（三才山トンネル有料道路の料金の額等について）、昭和53年9月28日付け公告（新和田トンネル有料道路の料金の額等について）、昭和63年8月25日付け公告（平井寺トンネル有料道路の料金の額等について）、平成7年2月13日付け公告（白馬長野有料道路の料金の額等について）、平成7年3月13日付け公告（志賀中野有料道路の料金の額等について）及び平成8年12月19日付け公告（新長野大橋有料道路の料金の額等について）中1の備考の2を次のように改正し、平成15年12月1日から施行します。

平成15年11月27日

長野県道路公社理事長 田 中 康 夫

- 2 障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条の規定による福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外の場合であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、

自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

(2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者若しくは同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度	
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 2 級及び 3 級	
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由 下 肢 不 自 由 体 幹 不 自 由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2 1 級、2 級及び 3 級の 1 1 級から 3 級までの各級	
	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	上肢機能障害	1 級及び 2 級(1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能障害	1 級から 3 級までの各級(1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
内 部 障 害	心 臓 機 能 障 害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 3 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級	

(3) 適用は、平成15年12月1日からとする。

なお、障害者割引については、平成15年11月30日において、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成16年5月31日までの間、従前のとおり、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

道路建設課